医療扶助の手引き

1. 生活保護法による医療扶助の特徴

医療の給付は、保護の実施機関が生活保護法指定医療機関に委託して行います。 *国民健康保険、健康保険は被保険者と医療機関との契約

2. 医療機関の指定

(1) 指定申請及び各種届出

生活保護法の指定を受けようとする医療機関は、生活保護法指定申請書及び誓約書に所定の事項を記入し、※県福祉医療部地域福祉課保護係に提出してください。

また、変更(名称、所在地等)、休止、廃止、辞退、再開の事項についても別途届け出が必要となります。 (*具体的には、「指定医療機関届出事項一覧表」(p8)を参照してください。)

※ 医療機関等の所在地が奈良市の場合は、届出は奈良市福祉事務所へしてください。

(2) 指定の基準

指定は、病院若しくは診療所(医科、歯科)又は薬局の開設者の申請により行います。 健康保険法に規定する保険医療機関又は、保険薬局等であって、開設者及び、管理者が生活 保護法49条の2第2号から第9号までの規定に該当しない者であり、医療扶助に基づく医療について理解を有していると認められるものについて指定します。

(別紙生活保護医療機関の指定について(p14)参照)

ア 指定の要件

法第4 9 条の2第2項各号(欠格事由)のいずれかに該当するときは、都道府県知事は指定医療機関の指定をしてはならないことになっています。また、同条第3項各号(指定除外要件)のいずれかに該当するときは、都道府県知事は指定医療機関の指定をしないことができます。

(欠格事由の例)

- ・ 当該申請に係る医療機関が健康保険法に規定する保険医療機関又は保険薬局ではないとき
- ・ 開設者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまで の者であるとき
- ・ 開設者が、指定医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない ものであるとき
- ・ 開設者が、指定の取消しの処分に係る通知があった日から当該処分をする日までの間に指定 の辞退の申出をした者で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき (指定除外要件の例)
- ・ 被保護者の医療について、その内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて指導を受けたものであるとき

イ 指定の取消要件

指定医療機関が、新法第51条第2項各号のいずれかに該当するときは、厚生労働大臣又は 都道府県知事は、その指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力 を停止することができます。

(取消要件の例)

- ・ 指定医療機関が、健康保険法に規定する保険医療機関又は保険薬局でなくなったとき
- ・ 指定医療機関の開設者が、禁錮以上の刑に処せられたとき
- ・ 指定医療機関の診療報酬の請求に関し不正があったとき
- ・ 指定医療機関が、不正の手段により指定医療機関の指定を受けたとき

(3) 指定の更新

指定医療機関の指定については、6年毎にその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失います。(生活保護法49条の3)

生活保護指定有効期限の満了日までに生活保護指定更新の手続きを行って下さい。

(ア)更新手続きが不要な医療機関

指定医療機関のうち、以下に該当する医療機関については、その指定の効力を失う日前6月から同日前3月までの間に別段の申し出がないときは、更新の申請があったものとみなされます。 (法第49条の3第4項)

- ① 医師、歯科医師又は薬剤師の開設する指定医療機関であって、その指定を受けた日から おおむね引き続き当該開設者である医師、歯科医師若しくは薬剤師のみが診療若しくは調剤 に従事しているもの
- ② 医師、歯科医師又は薬剤師の開設する指定医療機関であって、その指定を受けた日から おおむね引き続き当該開設者である医師、歯科医師若しくは薬剤師及びその者と同一の世帯 に属する配偶者、直系血族若しくは兄弟姉妹である医師、歯科医師若しくは薬剤師のみが診療若しくは調剤に従事しているもの
 - *健康保険法において指定の更新が不要な保険医療機関については、その指定の効力を 失う日前6ヶ月から同日前3ヶ月までの間に別段の申し出がないときは、更新の申請があった ものとみなされるため、生活保護法による指定の更新も不要です。

3 指定医療機関の義務

(1) 医療担当について

- (ア)別添 「指定医療機関担当規程」(p12参照)等の規定により、懇切丁寧に被保護者の 医療を担当しなければならない。(生活保護法第50条第1項)
- (イ)被保護者の医療について、厚生労働大臣又は知事の行う指導に従わなければならない。 (生活保護法第50条第2項)

(2) 診療方針及び診療報酬

指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、国民健康保険の診療方針及び診療報酬の例によります。ただし、これによることができないとき、及びこれによることを適当としないときの診療方針及び診療報酬は、厚生労働大臣の定めるところによります。(生活保護法第52条)

4 医療扶助の内容

(1) 医療扶助の範囲

- (1) 影類フル海南は半
- (3) 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術
- (4) 居制におはる遼震上の常埋及びての遼震に伴っ世間又はその他の看護

これらの範囲は、国民健康保険及び健康保険の療養の給付と療養費の支給とを併せた範囲と ほぼ同様です。なお、歯科診療について、補てつ材料に金合金(金位14カラット以上)を使用す ることは認められていませんが、それ以下のもので金銀パラジウム合金の使用は認められています。

5 医療扶助の事務手続

(1) 医療扶助の申請

医療扶助を受ける者は、まず福祉事務所長に対して保護の申請をする必要があります。 例外的に、急迫した状況にある場合には、保護の申請がなくても職権により保護が行われる 場合があります。

保護の申請は、新規の場合は保護申請書をもって行い、既に被保護者である場合には保護変更申請書を提出して行うこととされています。

(2) 医療の要否の確認

申請を受けた福祉事務所長は、医療扶助を行う必要があるか否かを判定するために、各給付要否意見書を申請者に対して発行し、指定医療機関から意見を徴して医療の要否を判定します。

- ア 医療要否意見書
- イ 精神病入院要否意見書
- ウ 訪問看護要否意見書
- 工 給付要否意見書(治療材料・移送・施術)

(3) 医療券の発行

(ア) 医療券の種別

以上のようにして医療扶助が決定された場合には、福祉事務所から暦月を単位として「医療券」が発行されます。

医療券の様式は別紙のとおりで、下記の診療別等に発行されることになります。

診療科別 ‥‥ 入 院 ・ 入院外 ・ 歯科 ・ 調剤 ・ 訪問看護

(イ) 単独医療券

医療費について全額医療扶助の対象となる場合には、単独分医療券が発行されます。 75歳以上の者及び65歳以上75歳未満の者であって、高齢者医療確保法施行令別表に定める程度の障害の状態にあるものについては、その旨を備考欄に記載することとなっています。

(ウ) 併用医療券

社会保険等他法給付のある患者は、併用分医療券が発行されます。

(エ) 医療の要否判定

すでに他の扶助を受けている者で、明らかに医療の必要性が認められる場合は、「要否意見書」の提出を求めることなく、ただちに医療券が発行されます。

なお、この場合、原則として初診日より6ヶ月間は「要否意見書」の提出は必要なく、その間の医療の要否は「患者連絡表」で判定します。

(才) 診療依頼書

郡部福祉事務所にあっては、町村長が入院外医療扶助の併給開始又は変更申請を受理 した場合、医療券に代えて「診療依頼書」を交付します。この場合、福祉事務所より医療券は 後日交付されます。

(力) 継続医療

医療扶助を受けている患者の承認期間は、原則6ヶ月以内の範囲において行います。その承認が切れる月の翌月以降の医療の要否については、「要否意見書」により判定しますので、福祉事務所より「要否意見書」の送付があったときは、必要事項を記入のうえ、すみやかに返送してください。

(キ) 患者連絡表

患者連絡表には①医療券の送付書②医療券の受領書③翌月分の医療の要否についての資料、といった役目があります。

(4) 診療報酬の請求

(ア) 請求の方式

福祉事務所から交付を受けた医療券にもとづいて、必要事項を省令レセプトに転記し、請求を行います。 (請求先 : 奈良県社会保険診療報酬支払基金)

(イ) 有効な医療券の確認

被保護者の診療または調剤の給付にあたって医療券等を確認するとともに、医療券等を有しない被保護者であって緊急を要する場合には、診療後速やかに、福祉事務所に連絡し医療券等を受領のうえで診療報酬を請求してください。

送付された医療券の当月分に診療がない場合には、速やかに福祉事務所へ返還してください。

(ウ) 医療券からレセプトへの必要事項の転記

指定医療機関が作成したレセプトにより、支払基金及び県本庁における審査支払ならびに 福祉事務所におけるレセプトの分類識別が行われることから、医療券から省令レセプトへの必 要事項の転記を正確に行ってください。

《医療券・省令レセプトの記載欄の比較》

参照	医療券への	省令レセにおける	転記の	備考
番号	記 入 事 項	記載欄の有無	要否	
	○年○月分	有	要	
1	公費負担者番号	有	要	福祉事務所コード番号
3	受給者番号 ※1	有	要	公費負担医療の受給者番号欄
				に転記すること。
2	有効期間	無	否	医療扶助受給期間のこと
4	単独・併用の別	有	要	
	氏名、生年月日	有 有	要	
	居住地	無	否 要 否 要	
(5)	指定医療機関名	有	要	
	傷病名	有	要	
6	診療別			診療別レセプトを使用
7	本人支払額 ※2	有	要	窓口で患者本人が負担する額

※1 受給者番号について

交付された医療券に基づいた医療扶助の給付方式を実施するためには、各患者について月毎に異なる番号を付することが、原則となっていますが、福祉事務所が必要と判断した場合には、毎月固定の番号を付することが認められています。

福祉事務所毎に番号の付し方が異なりますので、ご確認のうえ正確な転記をお願いします。

※2 本人支払額

この欄に記載がある場合は、直接患者から徴収してください。

(エ)生活保護単独で請求点数を高齢者医療確保法による医療の提供をする場合 医療券の「備考欄」に記載されていますので、確認のうえ、省令レセプトの「特記事項」欄に 「後保」と記入してください。

(オ) 医療券の保管及び処分

福祉事務所において審査支払済レセプトを点検し、指定医療機関に対して資格確認を行うことが考えられますので、福祉事務所における確認作業が終了するまでの間、医療券を保管してください。また、個人情報について記載された書類ですので、取扱いにご留意ください。保管期間終了後は適正な管理のもと、処分してください。

(参考)

○「病状把握と被保護者本人の同意書及び医師の守秘義務について」

医療扶助における診療契約は、保護の実施機関(福祉事務所長)が指定医療機関に委託することによって成立するものであり、受任者(指定医療機関)は、委任者(福祉事務所長)に対して、委任された事務処理の状況(被保護者の病状等の状況)についての報告の義務(民法第645条)がある。この場合は同意書も不要である。

一方、医師の守秘義務と秘密漏示罪(刑法第134条第1項)との関係については、同罪の構成要件に、医師等が正当な事由がないのに、その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏示したときとある。法令上の報告義務を負う者が、報告すべき人の秘密を告知することは、正当な事由があるものといえる。よって、指定医療機関は被保護者の病状を保護の実施機関に報告する法的義務があるので、秘密漏示罪にはあたらないことになる。

また、医療扶助における保護の実施機関と指定医療機関の関係は、委任者と受任者の関係にあり、医療扶助による診療情報について、保護の実施機関は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57条)第23条により、個人データの提供に制限がある「第三者」ではないことになる。

○「生活保護の医療扶助における後発医薬品の使用促進について」

後発医薬品については、政府が患者負担の軽減や医療保険財政の改善の観点等から使用促進を行っている。

生活保護の医療扶助においても、生活保護法や、「指定医療機関医療担当規程」 (p12参照)等により後発医薬品の取扱いについて規定している。

生活保護法第34条第3項 抜粋 (平成30年10月1日付け改正)

・・・・医療を担当する医師又は歯科医師が医学的知見に基づき後発医薬品(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第十四条又は第十九条の二の規定による製造販売の承認を受けた医薬品のうち、同法第十四条の四第一項各号に掲げる医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一性を有すると認められたものであつて厚生労働省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。)を使用することができると認めたものについては、原則として、後発医薬品によりその給付を行うものとする。

(平成30年9月28日社援保発第0928号第6号)通知より抜粋

(1)基本的な考え方

生活保護制度においては、処方医が一般名処方を行っている場合又は銘柄名処方であって後発医薬品への変更を不可としていない場合には、後発医薬品を使用することとする ((2)のイの場合を除く。)。

(2)指定薬局における取り組み

ア 指定薬局は、一般名処方による処方せん又は銘柄名処方であって後発医薬品への変更を不可としていない処方せんが発行された生活保護受給者に対して、後発医薬品を調剤することとする(イの場合を除く。)。

イ ただし、一般名処方による処方せん又は銘柄名処方であって後発医薬品への変更を不可としていない処方せんが発行された生活保護受給者に対して、その時点で後発医薬品の在庫がない場合や、薬剤師による処方医への疑義照会により、先発医薬品を調剤することとなった場合等はこの限りでないこと。なお、指定薬局の在庫の都合によりやむを得ず先発医薬品を調剤した場合は、以後は、後発医薬品を調剤できるよう体制整備に努めるものとすること。

6. 中国残留邦人等に対する医療支援給付

(1) 概要

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の 支援に関する法律」にもとづく、「中国残留邦人等に対する支援給付制度」において

この支援給付の1つとして、医療支援給付があります。これは、<u>生活保護の医療扶助と同様</u>、指定医療機関に医療の給付を委託する「現物給付」として行われます。

(2) 指定医療機関

- ・指定医療機関については、法施行時(平成20年4月1日)に、現に生活保護法に基づく指定を受けている機関は、中国残留邦人等支援法の指定医療機関としてみなされますので、別途の指定手続きは必要ありません。
- ・(平成20年4月以降、新たに指定を行う医療機関については、生活保護法による指定を受ける際に同時に中国残留邦人等に対する支援給付の指定を行います。)
- (3) 医療支援給付の給付手続き 給付の手続きについては、基本的に生活保護の医療扶助と同じです。
- (4) 医療支援給付に係る医療報酬の請求方法 医療報酬の請求については、生活保護と同様です。

(5) 相談窓口

別添の「生活保護担当関係部局一覧」と同様です。

7. 指導と検査について

1 指導

(1) 目的

指定医療機関に対する指導は、被保護者に対する援助の充実と自立助長に資するため、法による医療の給付が適正に行なわれるよう制度の趣旨、医療扶助に関する事務取扱等の周知徹底を図ることを目的としています。

(2) 形態

指導の形態は、一般指導と個別指導の2種です。

(ア) 一般指導

一般指導は、都道府県知事が、法並びにこれに基づく命令、告示及び通知に定める事項について、その 周知徹底を図るため、講習会、広報、文書等の方法により行うものとすること。

(イ) 個別指導

個別指導は、厚生労働大臣又は都道府県知事が次のいずれかにより、指導の対象となる指定医療機関において個別に面接懇談方式により行うものとすること。ただし、必要に応じ、指定医療機関の管理者又はその他の関係者を一定の場所に集合させて行っても差し支えないこと。

- (a)厚生労働大臣又は都道府県知事が単独で行う指導
- (b) 厚生労働大臣及び都道府県知事が共同で行う指導

(3) 方法

(ア) 一般指導

周知徹底を図る内容に応じ、以下の方法等により行います。

- a 講習会方式による講習・講演
- b 全ての指定医療機関に対する広報及び関係機関、関係団体等を通じた周知
- c 新規指定医療機関に対する制度理解のための文書配布

(イ) 個別指導

個別指導は、被保護者の医療給付に関する事務及び診療状況等について診療録その他の帳簿書類等 を閲覧するとともに、関係者から説明を求め、面接懇談方式で行います。なお、個別指導を行う前に、被保 護者から受療状況等の聴取が必要と考えられるときは、福祉事務所の協力を得ながら速やかに聴取を行い、 その結果を基に当該指定医療機関の指導を行います。

2 検査

(1) 目的

指定医療機関に対する検査は、被保護者にかかる診療内容および診療報酬の請求の適否を調査して診療力針を徹底せしめ、もって医療扶助の適正な実施を図ることを目的としています。

(2) 方法

検査は、被保護者の診療内容及び診療報酬請求の適否その他医療扶助の実施に関して、診療報酬明細書(調剤報酬明細書を含む。)と診療録(調剤録を含む。)その他の帳簿書類の照合、設備等の調査により実地に行います。なお、必要に応じ被保護者についての調査をあわせて行います。

3 その他の取り扱い

上記1 及び2 に定めるところは、医療保護施設について準用されます。また、中国残留邦人等支援法においても同様の取り扱いとなります。

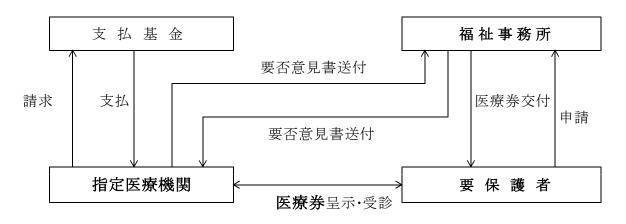
指定医療機関届出事項一覧表

	届出を要する事項	指定申請	廃止届	変更届	休止届	その他
	病院・診療所・薬局又は施術者が新たに生活保護法による指定を受 ける場合	0				
(2) 既に指	・開設者が 法人 ⇔ 個人、親 ⇔ 子 、医療法人 ⇔ 社会 福祉法人(法人の種類の変更)、診療所 ⇔ 病院に変更した 場合	0	0			
定医療機関	・指定医療機関の名称を変更した場合・開設者の氏名、住所及び職名又は名称に変更があった場合・管理者の氏名及び住所に変更があった場合・指定医療機関の診療科名に変更があった場合			0		
で	・指定医療機関を移転した場合	0	0			
ある場へ	・指定医療機関又は指定施術者の所在地が住居表示の変更・地 番整理等により変更があった場合			0		
合	・指定医療機関の開設者又は指定施術者本人が死亡し、あるいは失そうの宣告を受けた場合・指定医療機関の開設者又は指定施術者本人が当該指定医療機関又は当該業務を廃止した場合		0			
	 ・天災その他の原因により、指定医療機関の建物もしくは設備の一部分が損壊し、正常に医療を担当することができなくなったが、当該指定医療機関の開設者がこれを復旧する意思及び能力を有する場合 ・指定医療機関に勤務する医師等の不足のため一時的に休止する場合 ・指定医療機関の開設者又は指定施術者が自己の意思により、当該指定医療機関又は当該業務を休止した場合 				0	
	・休止した指定医療機関を再開したとき				再阴	届
	・指定医療機関の指定を辞退しようとするとき				辞认	B 届

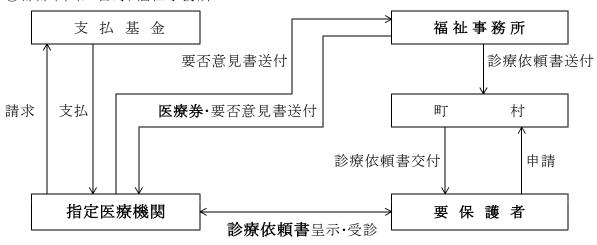
《参考》

医療扶助事務手続の流れ

①市部福祉事務所



②郡部(中和·吉野)福祉事務所



様式第23号

生活保護法医療券・調剤券(年 月分)

1	公費	負担	者番号	子	 		1 1 1 1		! ! !	! ! !		有	効	期	間		日か	5	日ま	で 2	?)
3	受	給 者	番号	寻	 	 	1 1 1 1 1	 	, 			単刻	虫・信	并用	別		単独		併用	4	D
	氏		4	À		•			(男	·女)	月・大	:•昭	•平		年	月		日生	Ē	
	居	住	<u>.</u>	也																	
5	指定	医療	機関名	各																	
	傷	病	4		(1) (2) (3)							診	療	另	IJ	入院 入院 訪問	外		歯科 調剤	(6)	j)
												本。	人支	払客	頁)
	地区	担当員	名					Į	反扱	.担当	省者:	名									
											褔	ā 祉 •	事務	所長	ŧ		印				
		社	会	÷	保		険			あ	oり(健•:	共)			なし	/				
	備	感	染		症	Ý	去			あ	っり					なし	/				
	考	そ		σ.)		他														

備考 1 この用紙は、A列4番白色黒字刷りとすること。 2 「指定医療機関名」欄に指定訪問看護事業者の名称を記入する場合には、 訪問看護ステーションの名称も併せて、記入すること。

(表面) 医療要否意見書

	※ 1医科	2歯科	<u>※</u> 1新規 併)	2継続(単・	※ 受理	年月日		年 日	月
(氏=	名)	(歳)	に係る医療	の要否について	意見を	水めま	す。		
				<u>7</u>	平成	年	月	日	
	000	院(所):	長殿						
				福祉	事務良	長			印

主要症状及び (今後の診療見込みに関連する臨床所検査結果等	中 止									
今後の診療見込 を記入してください)										
診療 入院外 か月日間 概(1) 今回 (2)第2ヶ月 目 2 第2ヶ月 目 3 第6 月間 福祉事務所への連絡事項 以降1ヶ原月間 計算 本月日間費 本月日間費 本月日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日										
院 年月日 年 月 日										
上記のとおり(1入院外 2入院)医療を(1要する 2要しない)と認めます。 平成 年 月 日										
福祉事務所長 殿										
指定医療機関の所在地及び名称 院 長 印 担 当 医 師 (診 療 科 名) ※嘱託医の意見										

------ (切 取 線) ------

* 3	1	年年	月日日	診察	料•検査料	請求書			
* *5	<u> </u>		月日		平成	年	月	日	
		福祉事	務所長	殿					
			指定医:	療機関の所在地及 療機関の長又は開	び名称 設者氏名				印
	下記のとおり)請求します	0						
この 診療)券による 寮年月日	年	月	※ 日 受診者氏名	Ž			(歳)
請求額	診察料	初•再	点』』						
額	合 計		点 円	★ 社保等負担額	差引計				円

指定医療機関医療担当規程

厚生省告示第222号 昭和25年8月23日 厚生省告示第193号 改正 昭和26年 平成 6年 厚生省告示第310号 平成12年 厚生省告示第213号 平成14年 厚生労働省告示第40号 平成14年 厚生労働省告示第323号 平成18年 厚生労働省告示第296号 平成20年 厚生労働省告示第170号 平成22年 厚生労働省告示第144号

平成22年 厚生労働省告示第385号 平成25年 厚生労働省告示第385号 平成26年 厚生労働省告示第223号 平成27年 厚生労働省告示第195号

平成30年 厚生労働省告示第344号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条第1項の規定により、指定医療機関医療担当規程を次のとおり定める。

指定医療機関医療担当規程

(指定医療機関の義務)

第1条 指定医療機関は、生活保護法(以下「法」という。)に定めるところによるのほか、この 規程の定めるところにより、医療を必要とする被保護者(以下「患者」という。)の医療を 担当しなければならない。

(医療券及び初診券)

- 第2条 指定医療機関は、保護の実施機関の発給した有効な医療券(初診券を含む。以下同じ。)を所持する患者の診療を正当な事由がなく拒んではならない。
- 第3条 指定医療機関は、患者から医療券を提出して診療を求められたときは、その医療券が、その者について発給されたものであること及びその医療券が有効であることをたしかめた後でなければ診療をしてはならない。

(診療時間)

第4条 指定医療機関は、自己の定めた診療時間において診療するほか、患者がやむを 得ない事情により、その診療時間に診療をうけることができないときは、患者のために 便宜な時間を定めて診療しなければならない。

(援助)

- 第5条 指定医療機関が、患者に対し次に掲げる範囲の医療の行われることを必要と認めた ときは、速やかに、患者が所定の手続をすることができるよう患者に対し必要な援助を 与えなければならない。
 - 1 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
 - 2 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
 - 3 移送
 - 4 歯科の補てつ

(後発医薬品)

- 第6条 指定医療機関の医師又は歯科医師(以下「医師等」という。)は、投薬又は注射を 行うに当たり、後発医薬品(法第34条第3項に規定する後発医薬品をいう。以下同 じ。)の使用を考慮するよう努めるとともに、投薬を行うに当たっては、医学的知見に 基づき後発医薬品を使用することができると認めた場合には、原則として、後発医薬 品により投薬を行うものとする。
 - 2 指定医療機関である薬局は、後発医薬品の備蓄に関する体制その他の後発医薬品 の調剤に必要な体制の確保に努めなければならない。
 - 3 指定医療機関である薬局の薬剤師は、処方せんに記載された医薬品に係る後発医薬品が保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(昭和32年厚生省令第16号)第9条の規定による厚生労働大臣の定める医薬品である場合であって、当該処方せんを発行した医師等が後発医薬品への変更を認めているときは、患者に対して、後発医薬品

に関する説明を適切に行わなければならない。この場合において、指定医療機関である薬局の薬剤師は、原則として、後発医薬品を調剤するものとする。

(証明書等の交付)

- 第7条 指定医療機関は、その診療中の患者及び保護の実施機関から法による保護につき、 必要な証明書又は意見書等の交付を求められたときは、無償でこれを交付しなけれ ばならない。
 - 2 指定医療機関は、患者の医療を担当した場合において、正当な理由がない限り、当該 医療に関する費用の請求に係る計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書を無償で交付しなければならない。

(診療録)

- 第8条 指定医療機関は、患者に関する診療録に、国民健康保険の例によって医療の担当 に関し必要な事項を記載し、これを他の診療録と区別して整備しなければならない。 (帳簿)
- 第9条 指定医療機関は、診療及び診療報酬の請求に関する帳簿及び書類を完結の日から5年間保存しなければならない。

(涌知)

- 第10条 指定医療機関が、患者について左の各号の一に該当する事実のあることを知った場合には、すみやかに、意見を附して医療券を発給した保護の実施機関に通知しなければならない。
 - 1 患者が正当な理由なくして、診療に関する指導に従わないとき。
 - 2 患者が詐偽その他不正な手段により診療を受け、又は受けようとしたとき。

(指定訪問看護事業者等に関する特例)

第11条 指定医療機関である健康保険法(大正11年法律第70号)第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者(同法第8条第4項に規定する訪問看護を行う者に限る。)若しくは同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者(同法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。)にあっては、第5条の規定は適用せず、第8条中「関する診療録」とあるのは「対する指定訪問看護の提供に関する諸記録」と、「国民健康保険の例によって」とあるのは「国民健康保険又は後期高齢者医療の例によって」と、「診療録と」とあるのは「諸記録と」と、それぞれ読み替えて適用するものとする。

(薬局に関する特例)

第12条 指定医療機関である薬局にあっては、第5条の規定は適用せず、第8条中「診療 録」とあるのは「調剤録」と読み替えて適用するものとする。

(準用)

第13条 第1条から第10条までの規定は、医療保護施設が患者の診療を担当する場合に、 第1条から第5条まで、第7条第1項及び第8条から第10条までの規定は、指定助産 機関又は指定施術機関が被保護者の助産又は施術を担当する場合に、それぞれ準 用する。

生活保護医療機関の指定について

(平成26年7月1日施行生活保護法一部改正後)

① 医療機関の指定について、開設者の申請により行うものとするとともに、指定に係る要件について、具体的に定める。(第49条の2関係)

(欠格事由の例)

- ・当該申請に係る医療機関が健康保険法に規定する保険医療機関又は保険薬 局ではないとき。
- ・開設者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ・開設者が、指定医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- ・開設者が、指定の取消しの処分に係る通知があった日から当該処分をする 日までの間に指定の辞退の申出をした者で、当該申出の日から起算して5 年を経過しないものであるとき。

(指定除外要件の例)

被保護者の医療について、その内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて指導を受けたものであるとき。

- ② 指定医療機関の指定について、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失うものとすること。(第49条の3関係)
 - ア 指定医療機関の指定の更新指定医療機関の指定は、6年ごとにその更新 を受けなければ、その期間の経過によってその効力を失うものとしたこと。 (新法第49条の3第1項関係)
 - イ 指定の更新申請のみなし

指定医療機関のうち、指定医療機関の指定を受けた日から、おおむね当該開設者である医師等若しくは薬剤師のみが診療や調剤しているもの又はその配偶者等のみが診療若しくは調剤に従事しているものについては、その指定の効力を失う日前6月から同日前3月までに間に別段の申し出がないときは、更新の申請があったものとみなすものとしたこと。(新法第49条の3第4項関係)

- ③ 指定医療機関は、厚生労働大臣の行う指導に従わなければならないことを明確にすること。 (第50条第2項関係)
- ④ 指定医療機関の指定の取消しに係る要件をより具体的に定めるとともに、当該要件に該当するときはその指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができるものとすること。(第51条第2項関係)

(取消要件の例)

- ・指定医療機関が、健康保険法に規定する保険医療機関又は保険薬局でなくなったとき。
- ・指定医療機関の開設者が、禁錮以上の刑に処せられたとき。
- ・指定医療機関の診療報酬の請求に関し不正があったとき。
- ・指定医療機関が、不正の手段により指定医療機関の指定を受けたとき。

- ⑤ 指定医療機関に対する厚生労働大臣又は都道府県知事の報告徴収等について、 その調査対象の範囲を拡大するものとすること。(第54条関係)
- ⑥ 不適切な事案等への対応の強化
 - ア 指定医療機関又は保険医療機関の指定取消しがなされた場合の対応
 - ・法による指定医療機関又は健康保険法による保険医療機関のいずれかの 指定が取り消された際に、両制度間で関連性を持たせて対応できるものと したこと。
 - ・都道府県知事は、法による指定医療機関の指定を取り消した場合であって、保険医療機関の指定取消要件に該当すると疑うに足りる事実があるときは、厚生労働大臣に通知しなければならないものとしたこと。(新法第83条の2関係)
 - ・健康保険法による保険医療機関の指定が取り消された場合は、法の指定 医療機関の指定を取り消すことができるものとしたこと。 (新法第51条 第2項第1号関係)

イ 過去の不正事案への対応

旧法では対象となっていない指定医療機関の開設者であった者等について も、都道府県知事又は厚生労働大臣は、必要と認める事項の報告若しくは 診療録等の提出等を命じ、又は当該職員に、実地に検査等させることがで きるものとしたこと。(新法第54条関係)

ウ 不正利得の徴収金

偽りその他不正な手段により医療の給付に要する費用の支払を受けた指定 医療機関があるときは、都道府県知事又は市町村長は、当該指定医療機関 から、その返還させるべき額のほか、100分の40を乗じて得た額以下の金 額を徴収することができるものとしたこと。(新法第78条第2項関係)

エ 指定医療機関への指導体制の強化

指定医療機関に対する指導等の実施に当たっては、都道府県知事が指定した指定医療機関等については、一義的には指定権者である都道府県知事が行うべきものであるが、一部の指定医療機関における不適切な事案に効率的・効果的に対処できるよう、都道府県知事が指定した指定医療機関への報告等について、被保護者の利益を保護する緊急の必要があると厚生労働大臣が判断した場合には、厚生労働大臣も実施できるものとしたこと。(新法第84条の4関係)

生活保護担当関係部局一覧 (H30.4.1現在)

奈良県 1229

福祉事務所番号	関係 部 局 名	所 在 地	電話番号				
0011	中和福祉事務所保護課 (生駒郡、高市郡、北葛城郡、 磯城郡、山添村)	橿原市常盤町605番地の5 (橿原総合庁舎4階)	0744-48-3021				
0037	吉野福祉事務所保護課 (吉野郡(十津川村を除く)、 宇陀郡)	吉野町上市133 (吉野町中央公民館3F)	0746-32-5315				
1019	奈良市福祉事務所	奈良市二条大路南1-1-1	0742-34-1111				
1 3 1 6	大和高田市社会福祉事務所	大和高田市大中100-1	0745-22-1101				
1613	大和郡山市福祉事務所	大和郡山市北郡山町248-4	0743-53-1151				
2017	天理市社会福祉事務所	天理市川原城町605	0743-63-1001				
2 1 1 6	橿原市福祉事務所	橿原市内膳町1丁目1番60号	0744-22-4001				
2 2 1 5	桜井市社会福祉事務所	桜井市栗殿432-1	0744-42-9111				
2 3 1 4	五條市福祉事務所	五條市本町1-1-1	0747-22-4001				
2 4 1 3	御所市社会福祉事務所	御所市1-3	0745-62-3001				
2512	生駒市福祉事務所	生駒市東新町8-38	0743-74-1111				
2710	十津川村福祉事務所	十津川村小原225-1	0746-62-0001				
2819	香芝市福祉事務所	香芝市逢坂1-374-1 (総合福祉センター内)	0745-79-7151				
2918	葛城市福祉事務所	葛城市長尾85 (当麻庁舎)	0745-48-2811				
3015	宇陀市福祉事務所	宇陀市榛原下井足17-3	0745-82-2221				
	奈良県地域福祉課保護係	奈良市登大路町30	0742-27-8548				

<問い合わせ・送付先>

☆〒630-8501 奈良市登大路町30 奈良県福祉医療部地域福祉課保護係 TEL 0742-27-8548 FAX 0742-22-5709 E-mail engo@office.pref.nara.lg.jp

※各様式は、奈良県地域福祉課、又は奈良県公式ホームページから入手できます。 奈良県ホームページアドレス(http://www.pref.nara.jp/)

※奈良市に所在地を有する医療機関等は、奈良市福祉事務所が所管になります。